

第15章 固形廃棄物

15.1 導入

本章では、固形廃棄物が収集、輸送、保管され、人の健康と環境を保護する方法でリサイクル又は廃棄されるよう、固形廃棄物に関する基準を記載する。これらの統合廃棄物管理基準は：

15.1.1 施設で発生する施設、住宅、商業、産業用の固形廃棄物に適用する。

15.1.2 他に分類されていない、又は特別に管理されていない一般的な固形廃棄物に対応する。特別管理産業廃棄物の処理に関する追加基準の場所については、表 15.1 を参照

表 15.1: 特別管理産業廃棄物に関する追加基準

対象	対応する JEGS の章
アスベスト	第 5 章
ポリ塩化ビフェニル (PCBs)	第 7 章
廃水	第 9 章
汚染土壌	第 13 章
有害物質	第 16 章
医療廃棄物	第 17 章

日本では、固形廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。産業廃棄物は 19 種類に分類され、その処理に伴って発生する廃棄物も含まれます。表 15.2 に日本の固形廃棄物の分類をまとめられている。

15.2 一般

15.2.1 国防省の固形廃棄物は、人の健康と環境を保護し、15.3、15.4、15.5 項に準拠した方法で、収集、保管、リサイクルされなければならない。

15.2.2 国防省の固形廃棄物は、必要に応じて、パラグラフ 15.6 の埋立地、パラグラフ 15.7 の焼却炉、又はパラグラフ 15.8 の汚泥の土地利用の所要事項を満たす施設で処理又は処分されなければならない。

15.2.3 第 15.6 項の基準を満たさない埋立地での固形廃棄物の処分は、オープンダンピングとなり、禁止される。

15.2.4 段落 15.6.3.5 に規定されている場合を除き、固形廃棄物の野焼きは禁止されている。

15.2.5 固形廃棄物管理活動を行う人員は、割り当てられた責任に応じて訓練を受けるものとする。

15.2.6 施設は、必要に応じて、固体廃棄物管理施設の設計、運用及び保守に関連する記録を維持しなければならない。

15.2.7 基地外処分場を利用する施設は、輸送及び処分場の契約者が、処分される固形廃棄物の適切な日本国政府当局から適切なライセンスを取得していることを確認しなければならない。施設は、これらの施設を検査する必要はない。施設は、処分業者が適切な日本国政府ライセンス当局から最新のライセンスを取得していることを確認しなければならない。設置者は、認可された輸送および廃棄施設契約者の受け入れに関するすべての要件に準拠する必要がある。

15.2.8 固形廃棄物の排出者は、認可された輸送業者と契約し、その輸送業者が認可された処分施設と下請け契約を結ぶことを要求することを禁止する。施設は、廃棄物の輸送と処分・リサイクルの両方を認可された単一の請負業者と契約するか、認可された輸送業者と認可された処分・リサイクル施設と別々に契約しなければならない。

15.2.9 施設は、施設から出て日本の施設で処分される予定の全ての産業廃棄物に、出所から最終処分地までの完全な監査証跡を確認するために、連番のマニフェストを添付しなければならない。施設は、このマニフェストのコピーを最低 5 年間保持する。

15.2.10 タイプ I 又はタイプ II のアスベスト含有物質 (ACM) 廃棄物 (定義については JEGS 第 5 章を参照) を含む廃棄物を移送する場合、施設はその廃棄物が他の固形廃棄物と混ざらないようにしなければならない。

15.3 収集運搬

施設は以下を行わなければならない。

15.3.1 固形廃棄物の収集及び運搬に使用される全ての車両が、密閉されているか、又は車両が移動中にこぼれないような適切な設備を備えていることを確認する。

15.3.2 媒介生物や有害生物の繁殖や誘引を抑制するのに十分な頻度で、固形廃棄物を収集する。最低でも、生ごみを含む固形廃棄物を毎週回収する。気候によっては、媒介生物や有害生物の繁殖や誘引を抑制するために、より頻繁に廃棄物を収集する必要がある場合がある。

15.4 保管

施設は以下のとおりとする。

15.4.1 少なくとも、許可された廃棄担当者のアクセスが制限された安全な施設に粗大ごみが適切に保管されている場合を除き、粗大ごみは、大型家庭用電化製品から全てのドアを取り外し、覆いをして保管する。このような行為は、粗大ごみの中や周辺での魅力的な迷惑行為（子供にとっての危険性）や固形廃棄物や水の蓄積を減らすために必要である。一般廃棄物燃焼装置に関連する固形廃棄物管理所要事項については、JEGS第4章を参照のこと。

15.4.1.1 JEGS第4章に準拠したオゾン破壊物質やJEGS第16章に準拠した有害成分の存在について、粗大ごみをスクリーニングする。

15.4.1.2 JEGS第16章に準拠した、容易に分離可能又は除去可能な有害廃棄物、又はJEGS第5章と第7章に準拠したアスベストとPCBを分別して廃棄する。

15.4.2 本マニュアルの発効日以降に建設、変更又はリースされる全ての建物又はその他の施設を、以下のように設計する。

15.4.2.1 予想される固形廃棄物及びリサイクル物の量に対応する適切な保管場所を提供する。

15.4.2.2 保管場所が容易に清掃・維持され、安全で効率的な回収を可能にする。

15.4.3 生ゴミを含む固形廃棄物は、以下のような容器に入れて安全に保管する。

15.4.3.1 側面、縫い目、底面を含め、防漏性、防水性、有害生物防止性がある。

15.4.3.2 予想される使用や環境条件に耐える耐久性があり、使用性を損なうような錆びやひび割れ、変形がないこと。

15.4.3.3 機能的な蓋がある。

15.4.4 容器は、全ての容器を収容するのに十分な大きさと、清潔でこぼれない状態に維持されている、固く、水平で、水はけのよい表面に保管する。

15.5 リサイクル

施設は以下を行うものとする。

15.5.1 リサイクルを行うものとする。

15.5.1.1 100人以上のオフィスワーカーがいる場合は、オフィス用紙。この要件は、現地施設の破壊ポリシーより優先するものではありません。

15.5.1.2 月間の発生量が10トン以上の場合、段ボール。

15.5.1.3 施設内に500世帯以上が居住している場合は、新聞。

15.5.2 全ての固体廃棄物又はリサイクルのために分別された材料は、以下のように保管するものとする。

15.5.2.1 火災、健康、又は安全上のハザードをもたらさない。

15.5.2.2 媒介生物や有害生物の餌や温床とならないようにする。

15.5.2.3 こぼれ落ちないように収容又は束ねられている。

15.5.3 適格なりサイクル・プログラムを実施する場合は、国防省訓令4715.23、統合リサイクル及び固形廃棄物管理に従って実施するものとする。

15.6 埋立

施設は、新しい埋立地ユニットの拡張及び建設、既存及び新規の埋立地の運用について、これらの基準に準拠しなければならない。これらの基準を満たしていない埋立地はオープンダンプとなり、禁止されている。国防省の施設にある埋立地は、本項の全ての所要事項を満たさなければならない。日本の埋立地で固形廃棄物を処分する施設は、埋立地がパラグラフ15.6.3の所要事項に準拠していることを確認しなければならない。埋立地が本項の基準に準拠している場合、下水汚泥は地方自治体の固形廃棄物埋立地(MSWLF)に処分することができる。施設は以下を行わなければならない。

15.6.1 埋立地がある地域に責任を持つ環境司令官と相談せずに、新しい埋立地ユニットを開始したり、既存の廃棄物埋立地ユニットを拡張したりしない。新規建設又は拡張は、適切な代替案が存在しないという十分な正当性を設置司令官がLECに提示した後にのみ許可される。

15.6.2 これらの要素を組み込んだ新しい国防省のMSWLFユニットを設計し、運用する。

15.6.2.1 空港の安全性(鳥類の危険性など)、氾濫原、湿地帯、帯水層、地震地帯、不安定な地域に関する立地制限。

15.6.2.2 有害廃棄物を除外するための手順。

15.6.2.3 覆土材の基準(例:即日覆土)、疾病の媒介の管理、爆発性ガスの管理、空気品質の基準(例:野焼き禁止)、アクセス所要事項、液体の制限、記録保持の所要事項。

15.6.2.4 検査プログラム。

15.6.2.5 人の健康に悪影響を及ぼすような地下水汚染を防ぐために、場所を考慮して設計・設置されたライナー及び浸出水回収システム。浸出水の上限濃度とサンプリング頻度を表 15.4 に示す。

15.2. 浸出水収集システムが処理システム（例：廃水処理場）に接続している場合、表 15.3 の基準は適用されない。

15.6.2.5.1 ライナーは、最低30ミル [0.762ミリメートル] の柔軟な膜ライナーと、少なくとも0.6メートル [2フィート] の圧密された土の層で構成され、その透水性は1×10センチメートル (cm) /秒 [3.94×10インチ/秒] 以下でなければならない。高密度ポリエチレンで構成されたライナーの厚さは60ミル (1.524ミリメートル) 以上でなければならない。

15.6.2.5.2 浸出水回収システムは、以下を維持するよう設計・構築されなければならない。ライナー上の浸出水の深さを30cm [11.8インチ]以下に保つよう、浸出水回収システムを設計・構築するものとする。

15.6.2.6 地下水モニタリングシステム。ただし、埋立地を運営する施設が、環境司令官と協議の上、施設の有効期間中及び閉鎖後のケア期間中に、MSWLFから最上部の帯水層への有害成分の移行の合理的な可能性がないと判断した場合を除く。モニタリングには、サイトの地下水の質に対する浸出水の影響を判断するのに適した、少なくとも2つのポイントが含まれるべきである。地下水の上限濃度とサンプリング頻度を表 15.4 に示す。

15.6.2.7 施設の永続的な記録の一部として保管される書面による閉鎖計画で、閉鎖後の期間は最低5年とする。この計画には、少なくとも以下が含まれなければならない。

15.6.2.7.1 最終カバーの完全性を確保するために必要なモニタリング及びメンテナンス活動。

15.6.2.7.2 閉鎖後の期間に予定されているサイトの使用。

15.6.2.7.3 (閉鎖後の期間中に)浸出液の収集、地下水のモニタリング、メタンのモニタリングを継続する計画。浸出水と地下水の上限濃度とサンプリング頻度を表 15.4 に示す。

15.6.2.7.4 正確なサイトの位置を示す測量プロット。

15.6.3 MSWLF ユニットを運用する場合。

15.6.3.1 病気の媒介、火災、臭気、ゴミの飛散、清掃を制御するため、固形廃棄物を散布・圧縮し、各操業日の終わりに廃棄された固形廃棄物に毎日カバーをかぶせるという、標準的な埋立技術を使用する。

15.6.3.2 水文学、廃棄物の化学的及び生物学的特性、利用可能な代替廃棄方法、環境及び健康への影響、ならびに人員の安全性などのサイト特有の要因に基づき、受け入れ不可能な廃棄物の基準を確立する。

15.6.3.3 有害廃棄物、感染性医療廃棄物、PCB及び特定のMSWLFユニットに適さないと判断された廃棄物の処分を検出し、防止するためのプログラムを実施する。

15.6.3.4 埋立てや埋立て前の処理の代替として、都市部の固形廃棄物(MSW)を堆肥化するオプションを調査する。

15.6.3.5 頻繁に行われぬ農業廃棄物、造林廃棄物、整地作業の残骸、病気の樹木、緊急時の清掃作業の残骸の焼却を除き、野焼きを禁止する。

15.6.3.6 リサイクル可能なもの、庭木の廃棄物、建設・解体残骸を、可能な限りMSWLFユニットから転用する手順を開発する(例：堆肥化、リサイクル)。

15.6.3.7 操業に関わる人員の健康と安全を保護する方法で、MSWLFユニットを操業する。

15.6.3.8 病気の媒介生物の生息、給餌、繁殖に好ましくない条件を維持する。

15.6.3.9 MSWLFユニットから発生するメタンガスが、MSWLF上又は周辺の構造において、メタンの爆発下限界の25%を超えないようにする。

15.6.3.10 審美的に許容できる方法で操業する。

15.6.3.11 帯水層を保護する方法で操業する。

15.6.3.12 廃棄物の不法投棄や清掃を防ぐため、埋立地施設への一般のアクセスを管理する。

15.6.3.13 含水率が85%以上の下水汚泥の廃棄を禁止する。

15.6.3.14 可能であれば、バルク又は容器に入っていない液体の廃棄を禁止する。

15.6.3.15 パラグラフ 15.6.3.1 から 15.6.3.14 で指定されたMSWLF操作の記録を維持する。

15.6.4 閉鎖時及び閉鎖後の管理

15.6.4.1 浸潤と侵食を最小限にするよう設計された最終カバーシステムを設置する。

15.6.4.2 浸透層が、浸透性のある最低46cm [18インチ]の土製材料、ジオテキスタイル、又はその二つの組み合わせで構成されていることを確認する。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

15.6.4.2.1 底部ライナーシステム又は存在する自然の下層土の透水性以下であること。

15.6.4.2.1 底部ライナーシステム又は存在する自然の下層土の透水性以下、又は5 -5

15.6.4.2.2 $5 \times 10 \text{ cm/秒}$ $1.97 \times 10 \text{ インチ/秒}$]を超えない、いずれか小さい方の値。

15.6.4.3 最終層は、自生の植物の成長を維持することが可能な、最低21 cm [8インチ]の土物質で構成されていることを確認する。

15.6.4.4 可能であれば、最終キャップを、ライナーを含む埋立地の設計と親和性のある原生植物で緑化する。

15.7 焼却

15.7.1 焼却炉を操業する施設は、JEGS第4章の大気質所要事項を満たさなければならない。

15.7.2 1日あたり50トン以上のMSWを処理するよう設計された施設は次の条件を満たしている必要がある。

15.7.2.1 施設の能力、廃棄物の化学的及び生物学的特性、環境及び健康への影響、ならびに人員の安全性に基づいて、許容可能な廃棄物と許容不可能な廃棄物の基準を確立する。

15.7.2.2 施設から排出される全ての水を、適用される水質基準のうちより保護的なものを満たすよう処理する。廃水及び雨水の基準についてはJEGS第9章を参照。

15.7.2.3 病気の媒介の生息、給餌、繁殖に好ましくない状況を維持する。

15.7.2.4 審美的に許容できる方法で運営する（例えば、日常的なハウスキーピングを行い、施設で処理できない廃棄物を定期的に除去する）。

15.7.2.5 焼却の結果生じる残留物及びその他の固形廃棄物を、環境的に許容される方法で特性化し、廃棄する。廃棄物の特性評価及び有害廃棄物管理基準については、JEGS第16章を参照のこと。

15.7.3 下水汚泥は、焼却炉が下水汚泥を受け入れ、処理を待つ間の汚泥のための適切な保管場所を有する場合、MSW焼却炉で焼却することができる。

15.8 下水汚泥の土地利用

施設は、下水汚泥の土地利用に関する以下の所要事項に準拠しなければならない。

15.8.1 埋立て、焼却、及び土地利用は、下水汚泥の許容される処分方法である。埋立て又は焼却される下水汚泥は、それぞれパラグラフ 15.6. 又は 15.7. の所要事項を満たさなければならない。

15.8.2 適切に処理・加工された下水汚泥は、バイオソリッドとなり、土壌改良又は土壌で栽培される作物やその他の植物の肥料として、有益な再利用のために土地に適用することができる。バイオソリッドは、土地に適用する前に、汚染物質の制限、病原体の削減所要事項、及び媒介生物の誘引削減所要事項を満たす必要がある。

15.8.2.1 土地に適用されるバイオソリッドが以下を満たすことを確認する。

15.8.2.1.1 表 15.3 に示す汚染物質の上限濃度。

15.8.2.1.2 累積汚染物質負荷率、月平均濃度、又は年間負荷率のいずれか。

15.9 代替技術

固形廃棄物の処理及び処分の代替技術及び方法は、人の健康と環境を保護し、必要に応じて本編の要求事項を満たすものでなければならない。

15.10 産業廃棄物の最終処分

施設は、産業廃棄物の最終処分に関する以下の要求事項に準拠しなければならない。

15.10.1 産業廃棄物の最終処分は、産業廃棄物の処分場として囲まれ、表示されている場所でなければならない。

15.10.2 以下の安定した産業廃棄物項目は、廃棄物が他の種類の廃棄物／汚染物質を含まないことを、最終処分前に目視評価で証明した場合、非浸出型の埋立てユニットでの最終処分に受け入れられる。

15.10.2.1 プラスチック（鉛を含まず、有機物を含まず、J E G S 16.7 に記載された汚染物質を含まず、水銀添加製品を除く）

15.10.2.2 ゴム

15.10.2.3 金属くず（鉛蓄電池の電極、プリント配線板、鉛パイプ、鉛板、水銀添加製品を除く）。

15.10.2.4 ガラス（破碎された自動車、ブラウン管、水銀付加製品を除く）及びセラミック（廃石膏ボードを除く）。

15.10.2.5 建設及び解体用の瓦礫。

15.10.3 安定した産業廃棄物品目以外の産業廃棄物の最終処分は、浸出液管理型の埋立てユニット又は隔離型の埋立てユニットで行わなければならない

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

(J E G S 第 1 6 章を参照)。施設は、以下の廃棄物を埋立て処分する前に、表 15. 3 の浸出所要事項を試験しなければならない。

15. 10. 3. 1 下水汚泥。

15. 10. 3. 2 スラゲ

15. 10. 3. 3 廃棄物である P C B などの焼却により発生する燃え殻、汚染された汚泥、煤、塵。

15. 10. 3. 4 P C B に汚染された廃棄物。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 15.2: 日本の固体廃棄物分類体系

廃棄物の種類	廃棄物の分		説明
一般固形廃棄物	し尿		夜間にバケツや掃き溜めから集められた人の排泄物。糞尿として使用されることもある。
	一般ごみ	家庭ごみ	家庭から排出された廃棄物
		事業廃棄物	事業によって発生、または、他の産業廃棄物から発生された廃棄物
	特別管理一般廃棄物 (S C M W)		爆発性、毒性、または感染性のある一般固形廃棄物、感染性のあるもの ; 表16.6参照
産業廃棄物	1. 燃えがら		すべての事業活動から発生するもの。
	2. 汚泥		
	3. 廃油		
	4. 廃酸		
	5. 廃アルカリ		
	6. 廃プラスチック		
	7. 廃ゴム		
	8. 金属スクラップ		
	9. スラグ		
	10. ガラス、コンクリート陶磁器などの廃棄物		建築物の新築、改築、または撤去に伴って発生するガラスやコンクリートなどを除くすべての事業活動から発生する。
	11. コクリート片		新規建設から発生するもので、新築を経て、構造物の再建または撤去、およびその他類似の廃棄物
	12. ばい煙・塵埃		大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、及び廃棄物焼却施設において発生し、集塵装置で集塵されたもの。
	13. 古紙		建設業、紙パルプ製造業、新聞・出版・製本業
	14. 木材廃棄物		建築物の新築、改築、解体時、パルプ製造時から、P C Bのしみ込んだ貨物輸送のパレット流通時から発生するもの。
	15. 廃繊維		P C Bが染み込んだ繊維産業及び建築物の新築、改築、解体の際に発生するもの。
	16. 原料として使用された動物や植物に関連する固形廃棄物		食品産業、医薬品産業、香辛料産業の活動から発生する。
	17. 家畜に関連する固形廃棄物		屠殺場で屠殺または解体される際に発生するもの。
	18. 動物の排泄物		畜産業から発生するもの。
	19. 畜殺物		

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 15.2: 日本の固体廃棄物分類体系 (続き)

廃棄物の種類	廃棄物の分	説明
産業廃棄物	20. 上記19種類の産業廃棄物のうち処理に伴って発生する廃棄物	
	特別管理産業廃棄物 (S C I W)	産業廃棄物のうち、以下の特性を有するもの。爆発性、腐食性、感染性、または人の健康や環境に害を与える特性；表16.6参照

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律」昭和45年法律第137号、平成29年6月15日改正、同法施行令

表 15.3 : 下水汚泥の陸上利用における汚濁物質

汚染物質	上限濃度	累積汚染物質 負荷率	月間平均濃度	年間汚染物質 負荷率
	(mg/kg) ¹	(kg/hectare)	(mg/kg) ¹	(kg/hectare/ 365-day period)
ヒ素	75	41	41	2.0
カドミウム	85	39	39	1.9
銅	4,300	1,500	1,500	75
鉛	840	300	300	15
水銀	57	17	17	0.85
モリブデン	75			
ニッケル	420	420	420	21
セレン	100	100	100	5.0
亜鉛	7,500	2,800	2,800	140

m g = ミリグラム、k g = キログラム
¹ 乾燥重量ベース

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 15.4: 日本の埋立地における浸出水／地下水の基準

汚染物質	浸出水 ¹ (mg/L)	地下水 ² (mg/L)
無機物		
アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸塩、亜硝酸塩	200 ³	
砒素及びその化合物	0.1	0.01
ホウ素及びその化合物	50 (公共用水域) / 230 (海域)	
カドミウム及びその化合物	0.03	0.003
クロム	2.0	
クロム(VI)化合物	0.5	0.05
銅	3.0	
シアン化合物	1.0	ND ⁴
フッ素及びその化合物	15	
鉄(溶存)	10	
鉛及びその化合物	0.1	0.01
マンガン(溶存)	10	
水銀及びその化合物	0.005	0.0005
水銀(アルキル化合物)	ND ⁴	ND ⁴
窒素	120 (一日当たり 60)	
リン	16 (一日当たり 8.0)	
セレン及びその化合物	0.1	0.01
亜鉛	2.0	
揮発性有機物		
ベンゼン	0.1	0.01
四塩化炭素	0.02	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004
1,1-ジクロロエチレン	1.0	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.04 ⁵
ジクロロメタン	0.2	0.02
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	3.0	1.0
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006
トリクロロエチレン	0.1	0.01
駆除剤		
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルデメトン及びE P N)	1.0	
シマジン	0.03	0.003
チオベンカルブ	0.2	0.02
チウラム	0.06	0.006

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 15.4: 日本の埋立地における浸出水／地下水の基準（続き）

汚染物質	浸出水 ¹ (mg/L)	地下水 ² (mg/L)
その他有機物		
動物性／植物性の油脂類	30 ⁶	
1,4-ジオキサン	0.5	0.05
ダイオキシン	10 pg-TEQ/L	
鉱物油	5.0 ⁶	
P C B	0.003	ND ⁴
フェノール類	5.0	
塩化ビニルモノマー		0.002
その他指標		
B O D	60	
C O D	90	
大腸菌群（総数）	3,000/mL	
p H	5.8 から 8.6 の間（河川、湖沼）／5.0 から 9.0（海洋）	
浮遊物質（S S）	60	

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、平成29年6月16日改正）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号、平成28年4月1日改正）、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号、平成25年2月21日改正）
 pg-TEQ/L=ピコグラム毒性等量毎リットル
¹ サンプルング頻度：
 閉鎖前：pH、BOD、COD、SS、窒素は毎月、超過がなければ年1回に、その他の汚染物質は毎年
 閉鎖後：pH、BOD、COD、SS及び窒素を3か月ごとに、その他の汚染物質を半年ごとに採取する。2年間超過がなければ、サンプルングを中止することができる。
² サンプルング頻度：全ての汚染物質は、国防省のMSWLFを新たに稼働させる前に採取する；埋立地での活動期間中及び閉鎖後の期間中は毎年。
³ $[0.4 \times \text{NH}_3\text{-N}] + \text{NO}_3\text{-N} + \text{NO}_2\text{-N}$
⁴ ND=分析的定量限界以下
⁵ シス-1,2-及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計値
⁶ n-ヘキサン抽出物

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

表 15.5: 日本における産業廃棄物の埋立処分基準

汚染物質	産業廃棄物基準 (mg/L OF LEACHATE)
無機物	
ヒ素及びその化合物	0.3
カドミウム及びその化合物	0.09
クロム(VI)化合物	1.5
シアン化合物	1.0
鉛及びその化合物	0.3
水銀及びその化合物	0.005
水銀(アルキル化合物)	ND ¹
セレン及びその化合物	0.3
揮発性有機物	
ベンゼン	0.1
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1.0
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
ジクロロメタン	0.2
1,3-ジクロロプロペン	0.02
テトラクロロエチレン	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	3.0
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
トリクロロエチレン	0.3
駆除剤	
有機リン化合物	1.0
シマジン	0.03
チウラム	0.06
チオベンカルブ	0.2
その他有機物	
1,4-ジオキサン	0.5
ダイオキシン類	3.0 ng/g ²
PCB	0.003
出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、平成29年6月16日改正）、金属を含む産業廃棄物に係る判断基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号、平成29年6月9日改正） ¹ ND=分析定量限界以下 ² ナノグラム/試験液1グラム	